

資料編

(1) 府中市長期総合計画審議会条例	132
(2) 府中市長期総合計画審議会委員名簿	133
(3) 府中市長期総合計画基本構想(案)について(諮問)	134
(4) 府中市長期総合計画基本構想(案)について(答申)	134
(5) 府中市長期総合計画策定委員会・職員ワークショップ	136
(6) 策定作業経過	138



(1) 府中市長期総合計画審議会条例

府中市長期総合計画審議会条例

(設置)

第1条 府中市長期総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、府中市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、府中市長期総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 関係団体の役職員

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料等の提出要求)

第6条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な書類を提出させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬は、府中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年府中市条例第30号）により支給する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第16号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月28日条例第52号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(2) 府中市長期総合計画審議会委員名簿

府中市長期総合計画審議会委員

所 属		名 前	備 考
府中市議会議員		小 川 敏 男	
		小 野 申 人	
		山 本 周 三	
関 係 団 体	府中商工会議所	松 坂 敬 太 郎	審議会会長
	上下町商工会	伊 藤 敏 雄	
	府中市社会福祉協議会	高 橋 和 子	
	府中市町内会連合会	栗 原 進	会長職務代理者
	府中市女性連合会	曾 根 裕 子	
	府中市老人クラブ連合会	森 本 光 乙	
	府中市 P T A 連合会	田 中 幸 夫	
	福山市農業協同組合	安 田 勉	
	日本労働組合総連合会広島県連合会府中地域協議会	田 辺 稔	
学識経験者		池 田 月 美	
		大 橋 互	
		岡 本 由 姫 美	
		岡 脇 登 志 子	
		重 森 由 枝	
		高 尾 純	
		田 中 い づ み	
		西 宮 達 二	

(3) 府中市長期総合計画基本構想(案)について(諮問)

府企第624号
平成16年10月28日

府中市長期総合計画審議会
会長 松坂 敬太郎 様

府中市長 伊藤 吉和

第3次府中市長期総合計画(基本構想)について(諮問)

このことについて、府中市長期総合計画審議会条例(平成6年府中市条例第18号)第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(4) 府中市長期総合計画基本構想(案)について(答申)

平成17年1月14日

府中市長 伊藤 吉和 様

府中市長期総合計画審議会
会長 松坂 敬太郎

第3次府中市長期総合計画(基本構想)について(答申)

平成16年10月28日付け府企第624号で諮問のあった第3次府中市長期総合計画(基本構想)案については、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

(答申)

第3次府中市長期総合計画(基本構想)案は、上下町と合併後新しい市として、今後10年間の新たなまちづくりの目標とその実現に向けて取り組む基本方向を明らかに示しており、おおむね妥当と判断します。

なお、審議する中で各委員から提案された意見を別紙のとおりまとめましたので、計画実施にあたって十分配慮されることを希望します。

< 本計画に対する審議会での主な意見 >

1. 本計画は、府中市がめざすまちづくりに向けて、市民・企業・行政のそれぞれが主体性をもち、一体となって取り組むことが必要である。
また、市民と企業がまちづくりについて意見・相談ができる市役所内での窓口の設置、計画の策定・推進・実効性について市民がともに参画・協議できる審議会、委員会の設置、広報公聴機能の強化など、一体となってまちづくりを進めることができる組織体制、システムづくりに努められたい。
2. 上下町と合併した新しい府中市の計画として、上下町の特色も生かし、市の一体化を図ることのできる施策展開に努められたい。
3. まちづくりは人づくりであり、各団体・地域・世代において、まちづくりを中心となって進めることができる人材の育成や教育などの施策展開に努められたい。
4. 効率的で実効性のある行財政運営を推進するため、行財政評価システムの導入、既存施設の有効利用、職員の資質向上、民間の活力を取り入れたまちづくりなどの施策展開に努められたい。
5. 少子高齢化対策について、子どもや高齢者のための医療体制の充実を図るとともに、子どもたちの健やかな成長を考えるうえで、単なる施設整備だけでなく、子どもにとって本当に何が必要なのか市民・企業・行政が一体となって考えながら、子どもが夢を育めるための積極的な施策展開に努められたい。
6. 教育について、確かな学力が表れる教育改革を推進するほか、「ものづくり」産業の特色を生かした教育を推進し、労働することの喜びを教え、夢をもって職業につくことのできる環境づくりに努力されたい。
また、幼児から高校生にわたる各世代の交流・連携を促進し、幅広い社会性を培うことのできる環境づくりに努められたい。
7. 既存の産業はもとより新しい産業を創出し、みんなが生き生きと働くことのできる環境を整備していくため、産学官の連携や府中市外部の力も積極的に取り入れながら努力されたい。特に、中小企業や商店が販路拡大や商品開発のため、いろいろな制度や施設を利用するため、市側の情報発信と相談窓口の設置に努められたい。
また、大型商店と既存商店街の有機的連携が図れるための商業政策として、土地利用の誘導を行う施策展開に努められたい。
8. 農業は、次代に残していかなければならない貴重な産業であり、地産地消の推進などにより、市民が農業にふれ、考える機会づくりに努められたい。
9. 本計画に掲げられたまちづくりの目標をもとに、すべての市民がみんなの手で府中市の未来（＝ゆめ）を実現していこうという思いをこめて「府中 みんなの未来づくり計画」を計画の愛称として活用されたい。

(5) 府中市長期総合計画策定委員会・職員ワークショップ

(1) 策定委員会

府中市長期総合計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 府中市長期総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を行うため、府中市長期総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の原案を策定し、市長に提出すること
- (2) 総合計画の策定に係る総合調整に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は助役、副委員長は収入役及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長たる収入役がその職務を代理する。
- 3 委員は、課内の連絡を密にし、職員の意見を反映した総合計画策定に努めるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、委員会の事務局を総務部企画財政課に置く。

- 2 事務局長は、企画財政課長をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

府中市長期総合計画策定委員会名簿

	役職	名前	備考		役職	名前	備考
1	助役	石岡勝朗	委員長	22	福祉事務所長	清水容知	市民生活部
2	収入役	小原紘一郎	副委員長	23	地域ふれあい会館長	中田正則	
3	教育長	半田光行	副委員長	24	監理課長	桐島一義	
4	総務部長	山根剛	部長	25	用地課長	井上雄介	建設部
5	市民生活部長	檜木弘起		26	土木課長	三島輝雄	
6	建設部長	田丸浩造		27	都市計画課長	藤本知之	
7	上下支所長	木村知二		28	下水道課長	小林松夫	
8	議会事務局長	安藤靖彦		29	農林課長	酒井英三	
9	教育部長	宮原誠之		30	支所総務課長	本多進	
10	人事秘書課長	檜崎章正		31	支所市民福祉課長	岡田ヨシエ	
11	総務課長	柿原延孝	32	支所産業課長	前原裕吉		
12	企画財政課長	佐々木清人	総務部	33	監査事務局長	瀬尾文彦	
13	税務課長	藤木美視		34	会計課長	門田隆	
14	商工観光課長	藤岡敏秋		35	政策推進室長	船尾恭司	
15	市民課長	平田美知子	市民生活部	36	水道課長	山崎卓男	教育部
16	医療国保課長	柴田立男		37	教委総務課長	瀬尾誠	
17	児童課長	高尾茂樹		38	教委学校教育課長	坂本紀之	
18	保健課長	掛江敏雄		39	教委教育推進課長	池田哲哉	
19	市民病院事務長	滝口浩文		40	教委生涯学習課長	有永幸則	
20	湯が丘病院事務長	滝口道博		41	教委給食課長	加藤憲造	
21	環境整備課長	神舎寿幸		42	教委図書館長	山口征夫	

(2) 職員ワークショップ

第3次府中市長期総合計画ワークショップ名簿

第1部会 (産業・観光)			第2部会 (まちづくり・環境づくり)		
	名前	所属		名前	所属
1	真田祥嗣	人事秘書課	1	篠原正治	下水道課
2	谷口達也	総務課	2	山田資子	用地課
3	大石雅治	総務課	3	唐川平	都市計画課
4	池田英信	企画財政課	4	河本幹男	監理課
5	渡邊俊文	税務課	5	横山勝	土木課
6	和田美樹	税務課	6	若井紳壯	上下支所産業課
7	山田政治	商工観光課	7	大崎聡	水道課
8	久川雄大	商工観光課	8	河毛茂利	農林課
9	瀧本弘子	農林課	9	相方將利	環境整備課

第3部会 (文化・教育)		
	名前	所属
1	大森健司	教委総務課
2	粟根喜与	教委総務課
3	道田賢志	教委総務課
4	磯久容子	教委総務課
5	内海雅文	学校教育課
6	藤井和彦	教育推進課
7	杉原満治	生涯学習課
8	池田秀之	生涯学習課

事務局	
名前	所属
佐々木清人	企画財政課長
石川裕洋	企画財政課
藤井弘子	企画財政課
宮康展	企画財政課

(6) 策定作業経過

年 月 日	内 容
平成16年7月15日	将来の府中に期待する作文募集開始（～9月30日）
平成16年7月21日	第1回府中市長期総合計画策定委員会
平成16年7月21日 ～8月13日	市長・助役・収入役・教育長・部長ヒアリング
平成16年8月2日 ～8月27日	ヒアリングシートを使った各課ヒアリング
平成16年8月9日 ～9月28日	3部会による職員ワークショップ 第1部会（産業・観光）：8/9、8/23、9/7、9/22 第2部会（まちづくり・環境づくり）：8/9、8/26、9/8、9/22 第3部会（文化・教育）：8/9、8/25、9/8、9/16 全体会（まとめ）：9/28
平成16年10月中旬	基本構想原案作成
平成16年10月19日	第2回府中市長期総合計画策定委員会
平成16年10月28日	第1回府中市長期総合計画審議会（諮問）
平成16年10月下旬	基本計画原案作成
	第3回府中市長期総合計画策定委員会
平成16年11月22日	第2回府中市長期総合計画審議会
平成16年12月22日	第3回府中市長期総合計画審議会
平成17年1月14日	第4回府中市長期総合計画審議会（答申）
平成17年1月21日	第4回府中市長期総合計画策定委員会
平成17年3月3日	基本構想市議会上程
平成17年3月25日	基本構想市議会本会議で可決

————— 第3次府中市長期総合計画 —————

府中 ほめ みんなの未来づくり計画

発 行 2005年3月 広島県府中市
広島県府中市府川町315番地
tel.0847-43-7118

企画・編集 府中市総務部企画財政課
制 作 株式会社シーズ総合政策研究所